

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
全ての固定資産 ― 定額法
リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
該当なし
- (3) 引当金の計上基準
退職給付引当金 ― 退職金の支給に備えるため、公益財団法人山口県健康福祉財団の退職
共済制度に加入しており、支出した掛金累計額と同額を引当計上している。
賞与引当金 ― 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属
する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- 以下の退職金制度に加入している。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済事業の退職共済制度に加入
- (2) 公益財団法人山口県健康福祉財団の退職共済制度に加入
- ※入職した年月日により、加入する退職共済は異なる。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- 当法人において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
当法人では、社会福祉事業のみ実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、1つの拠点区分のため作成していない。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
やすらぎ苑拠点(社会福祉事業)
- ア 法人本部
 - イ 特別養護老人ホームやすらぎ苑
 - ウ やすらぎ苑短期入所生活介護
 - エ やすらぎ苑デイサービスセンター
 - オ やすらぎ苑訪問介護事業所
 - カ やすらぎ苑居宅介護支援センター
 - キ やすらぎ苑介護支援センター
 - ク やすらぎ苑施設改築

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	56,085,000	-	-	56,085,000
建物	92,707,728	-	9,043,411	83,664,317
合計	148,792,728	-	9,043,411	139,749,317

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	538,444,117	454,779,800	83,664,317
建物	28,174,118	15,620,879	12,553,239
構築物	15,729,230	11,377,112	4,352,118
機械及び装置	30,258,247	23,720,938	6,537,309
車輛運搬具	12,214,380	12,214,374	6
器具及び備品	96,836,040	75,970,847	20,865,193
有形リース資産	13,808,088	4,982,712	8,825,376
合計	735,464,220	598,666,662	136,797,558

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	57,080,717	-	57,080,717
合計	57,080,717	-	57,080,717

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- | | | |
|-----|---------------------------------|-----------|
| (1) | 過年度損益修正益の内訳 | |
| | 特養やすらぎ苑事業の令和6年度における事業未収金精査による修正 | 520, 508円 |
| | 短期入所介護事業の令和6年度における事業未収金精査による修正 | 831, 749円 |
| | 訪問介護事業の令和6年度における事業未収金精査による修正 | 110, 381円 |
| (2) | 過年度損益修正損の内訳 | |
| | デイサービス事業の令和6年度における事業未収金精査による修正 | 196, 347円 |